

第1回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時：平成27年11月11日（水）代表者会議終了後
場所：601 特別委員会室

- 1 座長の選出について
- 2 副座長の選出について
- 3 今後の進め方について
- 4 その他（次回の開催等）

【資料】

- 資料1 三重県手話言語に関する条例検討会 委員名簿
- 資料2 三重県手話言語に関する条例検討会 運営要綱
- 資料3 スケジュール案

三重県手話言語に関する条例検討会 委員名簿

会派名	委員名
新政みえ	芳野 正英 中瀬古 初美 小島 智子 稻垣 昭義
自民党	田中 祐治 津田 健児 水谷 隆
鷹山	大久保 孝栄
公明党	山内 道明
日本共産党	岡野 恵美
能動	長田 隆尚
大志	倉本 崇弘
草の根運動みえ	稻森 稔尚

(※敬称略)

三重県手話言語に関する条例検討会 運営要綱

(趣旨)

第1条 三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第14条第1項の規定により設置された三重県手話言語に関する条例検討会（以下「検討会」という。）の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 検討会は、手話の普及のための施策に関する事項を調査し、及び検討するものとする。

(検討会の組織)

第3条 検討会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、県議会議員のうちから県議会議長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査及び検討の終了までの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、県議会議長が招集する。

2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3 前項の場合においては、座長は、委員として議決に加わることができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席、資料の提出又は調査を求めることができる。

(事務)

第7条 検討会の事務は、県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、県議会議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。

スケジュール案

(前提等：①検討会月2回ペース及び②パブリックコメント1ヶ月を想定。
なお、議論の推移や進捗等によりスケジュールが変更される可能性がある。
また、H28.5.26及び27伊勢志摩サミットの開催により検討会の開催に影響がある場合がある)

	H27年11月 1回	H27年12月 2回	H28年1月 3回	H28年2月 4回	H28年3月 5回	H28年4月 6回	H28年5月 7回	H28年6月 8回
正副座長選出								
執行部から現状に関する説明聴取								
他県の手話言語に関する条例の概要説明聴取								
学識者や関係者等からの意見聴取(参考人招致)								
関係施設の現地調査及び先行条例等調査								
各委員から条例案に対する考え方(意見シート)提出								
各委員からの意見シートをもとにした論点(※1)提示								
論点について委員間討議								
条例案骨子の作成及びそれについて委員間討議								
条例案骨子に対する関係団体意見聴取								
条例案骨子に対する執行部意見聴取								
条例案(中間案) 作成								
条例案(中間案)に対するパブリックコメント募集								
パブリックコメントについて委員間討議								
検討会案の確定								
提出及び採決等 (※2)								

- ※1 条例に規定する重要な理念、考え方、施策等について
 ※2 平成12年4月19日代表者会議決定職員提出条例に係る申合せ事項に基づく手続き
 ①全員協議会
 ②最終条例案確定(第12回)
 ③議長(事務局)へ提出=議会へ提出
 ④代表者会議・議会運営委員会での説明
 ⑤上程・提案説明
 ⑥常任委員会へ附託
 ⑦委員会で補充説明・質疑・採決